

船舶事故調査報告書

平成27年4月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成26年7月20日 20時10分ごろ
発生場所	兵庫県淡路市松帆崎北岸 江崎灯台から真方位071° 900m付近 (概位 北緯34° 36.55′ 東経135° 00.16′)
事故調査の経過	平成26年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート ^{ビッケ} Vicke Viking、3.2トン 260-46573兵庫、個人所有 6.35m (Lr) × 2.51m × 1.46m、FRP ガソリン機関、110.3kW、平成22年3月
乗組員等に関する情報	船長 男性 43歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成10年11月25日 免許証交付日 平成24年2月27日 (平成29年4月9日まで有効)
死傷者等	軽傷 3人（船長及び同乗者2人）
損傷	船底外板に擦過傷
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人等（以下「同乗者」という。）10人（大人6人、子供4人）を乗せ、法定灯火を表示し、花火見物のため、平成26年7月20日19時20分ごろ、淡路市北淡 ^{ほくたん} 県民サンビーチ沖を出発し、神戸市垂水漁港 ^{たるみ} 沖に向かった。 船長は、キャビン右舷側の操縦席に腰を掛けて手動操舵とし、江崎灯台北西沖を北東進中、同乗者が尿意を訴えたので、用を足すため、20時00分ごろ、機関を中立とし、松帆崎北西方沖で漂泊した。 船長は、同乗者と自身が用を足した後、同乗者が座っていること及び周囲に船がないことを確かめて、明石海峡大橋の橋梁灯を左舷船首方に見ながら発進し、約5ノット (kn) の速力で航行を始めて間もなく、20時10分ごろ、江崎灯台から真方位071° 900m付近の消波ブロック（以下「本件ブロック」という。）に乗り揚げた。 船長は、118番通報を行い、船長及び同乗者2人（大人1人、子

	<p>供1人)は、海上保安庁が要請した救急車で病院に搬送された。</p> <p>船長は、衝突時の衝撃により、前額部切創を、同乗者2人は、頸椎捻挫と左膝擦り傷等をそれぞれ負った。</p> <p>本船は、後日、サルベージ会社のクレーン付き作業台船に載せられ、阪神港神戸第5区に運ばれた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮高 約103cm(岩屋港)、潮流 北東流約0.9kn(事故発生場所)</p> <p>日没時刻：19時11分ごろ</p>
その他の事項	<p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.9mであった。</p> <p>船長は、当初、夕方に帰る予定で、クルージングを行うため出航し、その後、北淡県民サンビーチで知り合った2家族(大人4人、子供2人)を同乗させ、急遽、花火見物に行くことになり、小型船舶操縦士免許取得後、本事故時が初めての夜間航行であり、明石海峡の航行経験は2～3回であった。</p> <p>船長は、GPSプロッターを作動させていたが、ふだんから、目測で船位を求めており、本事故当時、GPSプロッターで、本船の位置を確かめていなかった。</p> <p>船長は、漂泊開始時、右舷側に建物の明かりが見えており、発進時、少し建物に近づいた認識はあったものの、本事故後、陸岸近くに潮流と風により流されたのではないかと思った。</p> <p>船長は、明石海峡大橋中央部から神戸市側を船首目標として発進する予定であったが、発進する際、船首方が船首目標に向いていることを十分に確かめていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、全員が救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、本船の定員が8人であり、1人定員超過していたが、本船を運航した。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 なし</p> <p>気象・海象等の関与 あり</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>本船は、松帆埼北西方沖において、発進する際、船長が、船位を確認しなかったことから、松帆埼北岸の本件ブロックに向けて発進し、本件ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、夜間航行が始めてであったが、ふだんから、目測で船位を求めていたことから、GPSプロッターで船位の確認を行わなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、最大搭載人員を超えて乗船させてはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、松帆埼北西方沖において、発進する際、</p>

	船長が、船位を確認しなかったため、松帆崎北岸の本件ブロックに向けて発進し、本件ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・夜間の航海をする場合には、目視による見張りに加え、GPSプロッターを活用して船位及び針路の確認を行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

